

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和2年6月23日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和2年6月23日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー大竜店

鹿児島市大竜町2番3号

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

令和元年12月23日

3 意見の概要

(1) 交通関係について

ア 従業員や店舗利用者に対し、公共交通を周知するとともに、その利用を促すよう努めること。

イ 変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

(2) 駐車・駐輪場について

ア 駐輪場には施錠バーを設置するなど、盗難防止対策に努めること。

イ 駐輪場、自動二輪車駐車場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区別して、利用者の安全性の確保を図ること。

ウ 利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。

エ 今回提出の駐輪場の位置及び台数の変更については、鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例第29条により、変更届出を行うこと。

(3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

ア 定格出力が5.5kWを超える圧縮機を設置する場合は、鹿児島市環境保全条例の特定施設に該当することから、設置30日前までに必要な届出を行い、特定工場等として規制基準を遵守すること。

イ 鹿児島市環境保全条例の特定施設に該当することから、特定工場等として規制基準を遵守すること。騒音の予測において、鹿児島市環境保全条例の規制基準を超えているため、変更後、速やかに敷地境界で騒音測定を行い、規制基準を超えている場合は規制基準を遵守できるよう対策を講ずること。

ウ 鹿児島市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。

エ 店舗周辺住民等から騒音，振動などに関する苦情の申し立てがあったときは，誠意をもって対処すること。

オ 生ごみ等の排出については，水切りを行い減量化に努めるとともに，生活環境保全上の支障を生じることのないよう管理すること。

(4) 建物について

ア 建築基準法及び関係規定を順守すること。

イ 増築がある場合は，建築基準法第6条に基づく確認申請の手続きが必要。